

「しがスポーツナビ！」（ホームページ等）コンテンツ制作およびWEB広告事業業務 公募型プロポーザル実施要領

1 委託する業務の目的および内容

別添「「しがスポーツナビ！」（ホームページ等）コンテンツ制作およびWEB広告事業業務委託仕様書」参照

2 契約条件

(1) 契約形態

委託契約

(2) 予定価格

4, 180, 000円（消費税および地方消費税(10%)込み）

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 参加資格

事業の実施に必要な能力を有するもので、次に掲げる項目に該当する者であること。

・次のア～エの要件を満たす者。

ア 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

イ 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

ウ 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。その他の滋賀県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止の措置期間中でないこと。

エ 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

・営業種目

大分類：役務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL 077-528-4314

4 担当部署

〒520-8577 大津市京町4-1-1

滋賀県観光文化スポーツ部スポーツ課交流推進室（担当：青木）

TEL:077-528-3366 FAX:077-528-4841 E-mail: sports_epo@pref.shiga.lg.jp

5 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問受付期限

令和8年7月8日(水) 17時まで受け付ける。

(2) 質問方法

- ・質問がある場合は、メールまたはFAXで「4 担当部署」に記載の場所へ提出すること。
- ・標題には「【質問：事業者名〇〇】」と記載すること。

(3) 回答方法

- ・質問内容とその回答については、令和8年7月9日(木)を目途にメールまたはFAXで送信するとともに、県ホームページに掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/bunakasports/sports/>

(4) 説明会

説明会については開催しない。

6 企画提案書等の提出

(1) 提出物

① 企画提案書等提出書(様式1)

② 企画提案書

ア 企画提案書の形式はA4サイズとする。

イ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるように解りやすく表現すること。

ウ 企画提案書には、次の内容を記載すること。

- ・企画提案のコンセプト、工夫
- ・滋賀県のスポーツ情報発信のためのコンテンツ制作の提案
- ・「しがスポーツナビ！」に興味関心を持ってもらうためのプロモーションの提案(SNS等を活用したWEB広告の提案)
- ・業務スケジュール
- ・業務執行体制

③ 経費見積書

・経費見積書には、別紙「しがスポーツナビ！」(ホームページ等)コンテンツ制作およびWEB広告事業業務委託仕様書をもとに、着手から完了までに要する経費とその内訳を明記すること。また、収入の内訳を記載すること。

- ・事業費は4,180,000円以内とすること。
- ・消費税および地方消費税(10%)を含むこと。(税額を明示すること。)

④ 別表(8)～(12)に該当する場合の登録証等の写し

- ・「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し、もしくは同認定通知書(労働局発行)の写し
- ・高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- ・障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成され

ている場合には、障害者雇用状況報告書の写し

- ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
- ・ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ・ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ・ 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については、認証、登録証の写し
 - ア 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
 - イ 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - ウ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(2) 提出部数

4部(正本1部および副本3部)

正本には、事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印すること。
副本には、団体名等の記載は行わず、また団体名が推測される表現等も避けること。

(3) 提出方法

持参または簡易書留郵便による郵送

(4) 提出先

「4 担当部署」に記載の場所

(5) 提出期限

令和8年7月21日(火)17時(時間厳守とし、郵送や宅配等の遅れは考慮しない。)

7 審査および契約予定者の決定方法

- (1) 滋賀県観光文化スポーツ部スポーツ課が設置する審査会により、契約予定者を選考する。
- (2) 審査会は3名の委員をもって組織する。
- (3) 審査会において、審査を行い、次に掲げる項目により、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高いものを当該事業の契約予定者とする。なお、最高得点が複数あった場合は、最も見積価格が低い1者を契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割を超えない場合は、契約予定者としない。なお、プレゼンテーション等は行わない。

- (4) 評価項目および評価点（審査員1名あたりの評価点）
別表のとおり
- (5) 審査の結果についてはすべての提案者に文書で通知する。

8 失格

- (1) 提出期限に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (3) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (4) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

9 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに関連して、滋賀県が参加者より提出を受ける全ての書類や資料の所有権は滋賀県にあるものとし、返却しない。ただし、提出された提案書の記載事項について、滋賀県が参加者に無断で他の目的に使用することは無い。
- (2) 提案書等の作成に生じた経費および参加にかかる報酬は無く、参加に要する経費は、全て各参加者の負担となる。
- (3) 提出された提案書等を受理した後の加筆および修正は認めない。
- (4) 採用した場合でも、両者協議の上、その内容を変更することがある。
- (5) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約の解除を行う。
- (6) 委託料の支払いについては、委託業務終了後に精算払いとする。
- (7) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限定する。

別表

評価項目	評価点
(1) コンテンツ制作において、スポーツを「する」「みる」「支える」の3つの観点を取り入れ、県民の全年齢層をターゲットとし、興味関心を創意工夫がなされているか。	20
(2) 選定された各広告媒体において、それぞれの媒体特性やユーザー層を的確に捉えたターゲティングがされており、配信戦略に効果的な創意工夫がなされているか。	20
(3) 広告配信において設定された動画再生数等の目標値が妥当であり、達成に向けた根拠・戦略が明確に示されているか。	20
(4) 「しがスポーツナビ！」の認知度向上およびSNS フォロワー数の増加を目指したコンテンツ制作および広告配信計画となっているか。	10
(5) 経費削減を意識した見積金額となっているか。 <評価の方法> 予定価格に対する比率に応じた点数とする。 予定価格の80%未満…評価点の満点 予定価格の80%以上85%未満…評価点の満点の80%の点 予定価格の85%以上90%未満…評価点の満点の60%の点 予定価格の90%以上95%未満…評価点の満点の40%の点 予定価格の95%以上…評価点の満点の10%の点	10
(6) 業務が確実に遂行できる体制やスケジューリングが期待できるか。	10
(7) 県内に本店を有する事業者であるか。	5
(8) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
(9) 高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
(10) 障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されていること。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用していること。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けていること。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1
(11) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けていること、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
(12) 環境マネジメントシステムのうち、下記のいずれかを受けているか (a) 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 (b) 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証・登録 (c) 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 (d) 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合計（満点）	100